



令和5年7月12日

## 草刈り(畦畔・水路・農道)期間のお知らせ (多面的機能支払交付金)

思川農地保全会  
委員長 板鼻 力

多面的機能支払による草刈り期間の設定を下記の通り行います。  
今年度は回覧版でお知らせしたとおり、予算不足のため支払対象を広域協定の多面的支払活動における**畦畔、農道、水路法面**に限定します。  
また、実施期間も縮小し5日間としました。

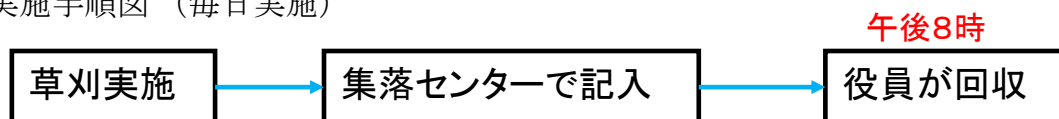
### 草刈り期間

■ 8月30日(水) ～ 9月3日(日)

#### 実施方法

- 申告の方法は**昨年と同様、戸別名簿を用意致します**ので該当の欄にご記入ください。
- 草刈りを実施したら**その日の午後8時までに**集落センターで時間等を記入してください。  
(センター玄関に用紙があります)

#### 実施手順図 (毎日実施)



- ※お手数をかけますが、申告漏れが無いようにお願いします。
- ※草刈りの実施状況を毎日役員が写真を撮っていますのでご協力願います。

なお1日の草刈り時間の**上限は5時間**と致します。  
5時間以上申告して頂いても5時間で打ち切りとなりますので御了承ください。  
また本年度の広域協定の予算オーバーとなる場合、単価、上限制限を調整する事がありま  
あらかじめ御了承ください。

### 注意

暑い時期ですので**水分補給**を忘れずに！  
怪我や事故にお気をつけください